

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

センチュリー・リーシング・システム株式会社

「リース取引に関する会計基準(案)」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」
に対するコメントについて

貴委員会が平成 18 年 12 月 27 日付にてコメントを募集されました、企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」(以下「基準案」という。)及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「適用指針案」という。)につきまして、以下のコメントをご提出申し上げます。

1. 弊社の基本的な考え方について

弊社は下記の理由から、現行リース会計基準の改正に反対するものであります。

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金融的な側面があるものの、金銭の貸付や割賦販売取引と異なり、リース物件を貸手が取得し、一定の期間、一定の使用料で借手に使用収益する権利を与える取引であります。また、リース期間が終了した場合には、借手はリース物件を貸手に返却し、貸手は物件の廃棄処理まで責任を持って行う義務があります。このように複合的な性格を有するわが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、諸外国で行われているファイナンス・リース取引とは大いに異なるものであります。所有権移転外ファイナンス・リース取引において、大多数の企業が賃貸借処理の会計処理を選択してきたのも、その取引実態を適切に現すものであるからに他なりません。

これに対し、貴委員会が「経済的実質がリース物件の割賦取得と同様の取引である。」との理由で賃貸借処理の廃止を決定し、リース会計基準の改正に踏み切ることは合理的理由が見出せません。基準案第 30 項で「今般、改正前会計基準の例外処理を廃止するとの結論に至り、」との記載がありますが、現行リース会計基準に特段の問題が生じていない現状において、廃止するに至った理由を十分に説明し尽くしたとは到底思われません。

弊社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理を廃止する必然性はなく、現行のリース会計基準の維持が最適であると考えております。

- (2) 貴委員会は、基準案第 31 項において「この基準の改正が行われることにより、国際的な会計基準間のコンバージェンスに寄与する。」としております。しかしながら、リースに関する国際会計基準そのものに見直しの議論が始まっており、今の時点で、見直しが予定されている国際会計基準と平仄を合わせても、将来的に再度の改正負担が生じることは必須であり、コンバージェンスを理由に改正する必然性は全くないと考えられます。

2. 貴委員会の審議について

貴委員会は、公開草案を公表するに当たって、「これ（試案）に対して寄せられたコメントも参考にして審議を重ねて」きたとしておりますが、その審議内容やコメントに対する貴委員会の考え方が明らかにされておられません。試案、公開草案と段階を経るからには、試案に対する検討状況を明らかにしたうえで公開草案に対するコメントを募集するのが本来あるべき手順と考えます。

公開草案の内容は試案と大差ないものになっておりますが、このことが重要な反対意見がなかったかのような印象を与えるとすれば、誠に遺憾と謂わざるを得ません。

ここに改めて、反対意見にも充分審議を尽くして頂くことをお願い申し上げます。

3. 適用時期について

公開草案では、適用時期について「平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用」とされておりますが、貸手、借手とも 1 年余りで新基準への対応を終えることは下記理由から非常に困難と思われまます。従って、仮にリース会計基準を改正するとしても、適用時期については公開草案より少なくとも 1 年以上遅らせる必要があります。

(1) 現時点では実務に対応するために必要な詳細が、会計、税務ともに明らかになっていないこと。

貸手については、会計、税務、更に会計と税務の調整を含めて極めて複雑な処理が想定されるため、とりわけ大掛かりなシステム対応が必要となりますが、会計、税務の詳細が明らかでない段階では対応に着手できません。また、詳細が明らかになった時点では、平成 20 年 4 月まで残り 1 年を切ってしまう、時間的に間に合うとは思えません。借手についても同様の状況と思われまます。

(2) 短期間で貸手、借手が一斉にシステム対応に追われることになるため、システム開発会社がこの事態に対応できるかどうか、十分に検証しておく必要があります。対応が間に合わない貸手、借手が出てくるような状況は絶対に避けなければなりません。

(3) 自らシステム対応できる借手は大企業を中心に一部であることが予想され、その他の借手に対しては、貸手が何らかのサポートをする必要が生じるものと思われまます。そのため、貸手は自らのシステム対応に加え、借手のサポート体制も構築する必要があります。

(4) 以上のように、新基準への対応は極めて大きな作業となりますが、平成 19 年 4 月からは減価償却制度の改正、平成 20 年 4 月からは「財務報告に係る内部統制」制度、四半期報告制度、その他いくつかの重要な基準改訂への対応が必要とされております。斯様な状況下で、リース会計基準の適用時期については充分な配慮が必要となります。

4. 個別事項について

- (1) リース資産総額に重要性がないと認められる場合（適用指針案第 31 項・第 58 項）
リース比率が決算期を跨いで 10%未満から 10%以上となった場合、従来簡便法により会計処理してきたリース契約については、簡便法を継続して適用できることを明確にすべきであります。

改正会計基準適用初年度のリース比率を計算する場合に、未経過リース料期末残高には旧会計基準において賃貸借処理をする場合に注記を省略できることとされていたリース契約分を除いて計算することを明確にすべきであります。

- (2) 適用初年度の取扱い（適用指針案第 75 項・第 78 項）

試案に記載がなかった第 78 項が簡便法として追加されたことは評価いたしますが、「この場合」以下の注記を求めている部分については、事務的に煩雑な処理を求めるものであり簡便法としての意味合いを失わせるものであること。また注記の必要性そのものが疑問であることから、「この場合」以下の部分を削除すべきであります。（第 75 項においても同様に注記を求める部分は削除すべきであります。）

- (3) セール・アンド・リースバック取引（適用指針案第 48 項・第 108 項）

第 108 項において、「貸借対照表上はリース債権又はリース投資資産とリース債務の双方を計上するが、減価償却費、支払利息、売上高、売上原価等の損益に関わる処理は要しないと考えられる。」との記載がありますが、これだけでは実務での対応が困難であり、具体的な設例を設けるべきであります。

また、「単に貸手から物件のリースを受け、さらにこれを概ね同一の条件で第三者にリースする取引がファイナンス・リース取引に該当する場合においても同様である。」と記載されておりますが、これについても同様に具体的な設例を設けるべきであります。

- (4) その他

下記の項目については、記載の誤りと思われまますので、確認のうえ、修正をお願いいたします。

適用指針案第 54 項「貸手の製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差がある場合の処理」

・文中、[設例 1] と記載されているのは [設例 5] の誤りではないでしょうか。

適用指針案第 88 項「現在価値基準適用上の留意点」

・文中、「このことは借手の判定基準から自明であり本文ではあえて触れていない。」と記載されているのは、「貸手の判定基準」の誤りではないでしょうか。

以 上